

男女共同参画に関する国・東京都・他自治体の動き

国の動き

<男女共同参画基本計画に関する動き>

◆「第4次男女共同参画基本計画」を策定（平成27年12月25日決定）

【改めて強調する視点】

- (1) 女性の活躍推進のための男性の働き方・暮らし方の見直し、男性中心型労働慣行等の変革
- (2) あらゆる分野における女性の参画拡大のため、女性活躍推進法の着実な施行とともに具体的な実効性のあるポジティブ・アクションを進める
- (3) 生活上の困難に置かれている女性の実情に応じたきめ細やかな支援による環境整備
- (4) 防災・復興における女性の参画とリーダーシップを重要視
- (5) 女性に対する暴力の多様化に対応しつつ、根絶への取組の強化
- (6) 国際的な規範・基準の尊重と国際的評価の向上
- (7) 地域の実情を踏まえた主体的な展開へ向けて、地域における推進体制を強化

<女性の活躍推進に関する動き>

- ◆輝く女性応援会議の設置（平成26年3月28日）
- ◆すべての女性が輝く社会づくり本部の設置（平成26年10月3日）
- ◆女性活躍加速のための重点方針 2015 の策定（平成27年6月26日）
- ◆女性活躍推進法の策定（平成28年4月1日施行、一部平成27年8月28日施行、10年間の時限立法）

<働き方改革に関する動き>

- ◆「ニッポン一億総活躍プラン」の策定（平成28年6月2日）
 - ・「働き方改革」、「子育ての環境整備」、「介護の環境整備」、「希望出生率1.8」に向けたその他の取組（女性活躍含む）等
- ◆「働き方改革実現会議」の設置（平成28年9月）
- ◆「働き方改革実行計画」の策定（平成29年3月）
 - ・「非正規雇用の処遇改善」、「長時間労働の是正」、「柔軟な働き方がしやすい環境整備」、「女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備」9つの分野について、方向性を示す

<その他の法整備>

- ◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正（平成26年1月3日施行）
- ◆私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ被害防止法）の施行（平成26年11月27日施行）
- ◆男女雇用機会均等法の改正（平成29年1月1日施行）
- ◆育児・介護休業法の改正（平成29年1月1日施行）
- ◆ストーカー行為等の規制等に関する法律の改正（平成29年1月3日施行）
- ◆刑法改正（平成29年7月13日施行）
- ◆育児・介護休業法の改正（平成29年10月1日施行）

東京都・他自治体の動き

<東京都の動き>

- ◆「東京都女性活躍推進白書」を策定（平成28年2月）
- ◆「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定（平成29年3月）
 - 【重点課題】
 - (1) 働く場における女性に対する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進
 - (2) 働き方の見直しや、男性の家庭生活への参画促進等を通じたライフ・ワーク・バランスの実現
 - (3) 地域社会とのかかわりを通じた働く場にとどまらない活動機会の拡大
 - (4) 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組

<近隣自治体の動き>

- ◆行動計画
 - ・都内の自治体では、男女共同参画計画に女性活躍推進計画やDV防止計画を包含する動きが見られる。
- ◆多様な性に関する取組み
 - ・渋谷区：平成27年11月5日から「パートナーシップ証明書」を交付開始。
 - ・世田谷区：平成27年11月5日から「パートナーシップ宣誓書」の交付開始。
 - ・港区：平成29年12月8日に「同性カップル パートナーシップ制度創設の請願」が採択された。
- ◆男性相談
 - ・足立区：男性電話DV相談の実施
 - ・新宿区：男性相談員による相談の実施